



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	シンポジウム ー子どもの権利を考える ー日仏比較の視点からー 目次
Citation	北大法学論集, 44(1), 59-64
Issue Date	1993-06-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15514">https://hdl.handle.net/2115/15514</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	44(1)_p59-64.pdf



シンポジウム

# 子どもの権利を考える

——日仏比較の視点から——

主催 北海道大学法学部

はじめに

法学部長挨拶

第一報告 フランスにおける子どもの権利

討論

第二報告 子どもの権利条約と非行少年の人權

——少年法・刑事法の見地から——

第三報告 学校における子どもの人權

——憲法・教育法の見地から——

荒木俊夫  
P・クーヴラ

新倉修

中村睦男

第四報告 子どもの権利と親としての義務  
—— 家族法の見地から ——  
全体討論

石川恒夫

はじめに

一九八九年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」は、前文と三部五四条からなり、意見表明の自由、表現の自由、思想・良心・宗教の自由、結社・集会の自由、虐待からの保護、障害児の権利、教育を受ける権利、麻薬等からの保護などの権利を子どもに保障している。その特徴は、これまで保護の対象とされてきた子どもを、一人前の人間として人権の主体として扱うことを国際的に承認しようとするところにある。

世界各国では、一九九〇年の子どものための世界サミットの開催も一つの跳躍台となってこの条約の批准が大きく進んでおり、締約国としてすでに一二〇カ国近くを数えるにいたった。しかし、わが国においては、先の第一二三回国会においてその批准承認が予定されていたにもかかわらずつい本格審議に入ることなく終わるなど、批准への動きは遅れている。また、日弁連、日教組、子どもの人権連などの団体は、条約批准に伴って、入管法、外国人登録法、少年法、民法、校則、内申書など多岐にわたる国内法や制度の改正が必要になると主張しているのに対して、わが国の政府は、現行法で対応可能であり国内法を改正する必要はないとしている。全体として、この条約に対する政府の姿勢は、必ずしも積極的でないと言わざるをえない。

他方、フランスにおいては、子どもの権利条約はすでに批准されており、また、フランス政府は、その批准の過程で子どもたちの実際の声を聞いたり、条約の普及を図るために討論会を開くなど、積極的な取組みをしたという。フランスでの経験と法状況をわが国の状況と対比させることによって、子どもの権利をめぐるわが国の問題状況の特徴が明らかにされ、これから進むべき方向が示されることが期待されよう。幸い、本学部の学術振興基金からの助成を得て、フ

ランス刑事法・犯罪学の第一人者であり、子どもの権利の問題にも造詣の深いピエール・クーヴラ教授（ポワチエ大学）をお招きすることが可能になった。そこで、本学部と札幌弁護士会、札幌日仏協会とが共催で、今回のシンポジウムを開く運びとなったわけである。

シンポジウムは、まず、クーヴラ教授から、フランスでの子どもの権利条約の批准と運用の状況、刑事司法、家族法、教育現場での子どもの権利の問題状況を明らかにしていただいた。日本側からは、刑事法・少年法（新倉修國學院大学教授）、憲法・教育法（中村睦男北海道大学教授）、家族法（石川恒夫北星学園大学教授）の三つの領域からの報告を用意し、フランスの状況とかがみあわせる形で、子どもの権利条約の批准によって必要となる法制度の見直しや、裁判例などにおけるわが国の子どもの権利の問題状況を検討していただいた。これらの報告を受けて、自由な討論を行ったが、とくにクーヴラ教授から日本の問題状況を踏まえた発言をいただくことに意を注いだ。私たちは、これらの報告と討論とを通じて、子どもの権利をめぐるわが国の問題状況の特質の一端が明らかになっていることを期待している。

※シンポジウムは、一九九二年九月二一日午前九時三〇分から午後五時まで、北海道大学法学部において開催された。

## 法学部長挨拶

北大法学部長の荒木です。ひとことご挨拶申し上げます。ご案内のように、子どもの権利条約がわが国の国会において批准が問題になっておりますが、この時期、「子どもの権利を考える——日仏比較の視点から」というシンポジウムが開かれることになり、大変意義深いことと考えております。私もは、子どもに対しては愛情や保護の対象としてはみまされども、子どもの権利というようなことはあまり考えないというのが普通だろうと思えますし、大方の日本人の、いわば庶民的な実感であろうかと思えます。しかし、民族問題とか、あるいは女性の問題などにもみられますように、こういう家父長的な温情関係というものから独立の主体間の権利義務関係という、そういう推移というのをみまされども、多少大げさな言い方になるかもしれませんが、いわば人類の文明史的方向というものかとも思えます。もちろん、子どもの場合には、完全な主体としての権利義務関係というものだけでは律しきれない面がことの本质上であろうかと思えますが、それだけにまたこの問題は非常に微妙な問題であろうかと思えます。こうした問題について、本シンポジウムで、一日だけではありませんが、ご議論を願うということかと思えます。

本シンポジウムの特徴は、二つあるかと思えます。ひとつは、この問題についての、いわば先発国であるフランスの経験を、フランスの先生から直接お伺いすることができるといふことでございます。お話ししていただくターヴラ教授は、ポワチエ大学で教鞭を取っておられますけれども、ポワチエ大学は北大法学部と三〇年近くの交流がございます。そういう大学から先生をお招きして、フランスの経験を聞けるということは非常に我々にとつて喜ばしいことと思っております。ふたつめには、一口に子どもの権利といいますが、これには様々な側面があるかと思えます。そういう

点で、北大法学部のスタッフだけではなくて、國學院大学から新倉先生、それから北星学園大学から石川先生と岡先生をお招きしまして、刑事法・少年法がひとつ、二つ目には憲法・教育法、三つ目には家族法という、そういう三つの総合的な観点からこの問題を議論できるとというのが、本シンポジウムの二つ目の特徴かと思えます。

最後になりますが、後援していただきます札幌弁護士会、札幌日仏協会の皆様に対し、心よりお礼申し上げますとともに、本シンポジウムが成功の裡に終わりますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

## Le colloque franco-japonais

**Thème : "Sur les droits de l'enfant, en comparaison avec la France"**

Date : Le 21 septembre 1992

Rapports et rapporteurs :

1<sup>re</sup> partie : "Les droits de l'enfant en France"

Pierre COUV RAT<sup>\*1</sup>

2<sup>e</sup> partie : "Les droits de l'enfant au Japon"

" — en matière de droit pénal et de droit des mineurs"

Osamu NIKURA<sup>\*2</sup>

" — en matière de droit constitutionnel et de droit d'éducation"

Mutsuo NAKAMURA<sup>\*3</sup>

" — en matière de droit de la famille"

Tsuneo ISHIKAWA<sup>\*4</sup>

Matières :

A la Diète japonaise, on est en train d'envisager un projet de loi de ratification de la *Convention relative de droits de l'enfant adoptée par l'ONU* en 1989. Cette Convention comporte un préambule et trois parties contenant 54 articles, dans lesquels l'on garantit à l'enfant le droit d'exprimer librement son opinion (art. 12), la liberté d'expression (art. 13), la liberté de pensée, de conscience et de religion (art. 14), les libertés d'association et de réunion pacifique (art. 15), la protection contre toute forme de violence (art. 19), les droits des enfants mentalement et physiquement handicapés (art. 23), le droit à l'éducation (art. 28), la protection contre l'usage illicite de stupéfiants (art. 23). Le gouvernement japonais ne croit pas à la nécessité de réformer les lois internes pour les faire concorder avec la Convention, alors que la Fédération japonaise des barreaux d'avocats, le Syndicat japonais des enseignants et la Fédération des droits de l'enfant demandent des réformes

---

\*1 Professeur à l'Université de Poitiers.

\*2 Professeur à l'Université Kokugakuin.

\*3 Professeur à l'Université de Hokkaido.

\*4 Professeur à l'Université de Hokuseigakuen.

institutionnels, telles que la loi sur le contrôle d'entrée, la loi d'enregistrement des étrangers, le Code des mineurs, le Code civil, les règlements des écoles ou le rapport confidentiel des résultats scolaires.

Or, les Français ont déjà ratifié la Convention relative aux droits de l'enfant. En cours de ratification, on a eu l'occasion d'écouter la voix des enfants et d'organiser des débats publics pour propager la Convention. Pierre COUVROT, Professeur agrégé de droit privé, qui tient le premier rang parmi les pénalistes ou criminologues français, est aussi un des meilleurs généralistes de droit français. Il a dit pourquoi la France avait ratifié la Convention et comment elle l'applique aujourd'hui, quelle est l'actualité de la justice pénale, de la famille et de l'école en ce qui concerne des droits des enfants en France.

Par ailleurs, les trois rapports quant à la situation japonaise ont présenté les problèmes actuels des droits de l'enfant apparus dans la jurisprudence et à travers les événements récents au Japon puis ont envisagé la nécessité de réformes institutionnelles vis-à-vis de la Convention.